

## 公海等で操業する漁業者の漁業許可に係る英文等許可証明書の発給に関する取扱要領

令和元年6月12日付け元水管第166号水産庁長官通知

令和2年12月1日付け2水管第1586号水産庁長官通知一部改正

### (趣旨)

第1 漁業に関する条約に基づき設立された地域漁業管理機関が定める水産資源の保存及び管理に関する措置（以下「資源管理措置」という。）を遵守するため、これらの条約の締約国は、当該国が正当に権限を与えた検査官により、公海水域において操業する漁船に対して正当な漁業に係る許可の有無その他資源管理措置の実施状況の検査又は確認（以下「臨場検査等」という。）を実施している。この他に、外国の排他的経済水域（以下「外国EEZ」という。）において当該外国から漁獲のための許可を受けて操業する場合や、陸揚げや補給に当たり外国の港に入港する場合等に、外国の機関により臨場検査等が実施されている。

本要領は、我が国漁船に対する臨場検査等が円滑に進むよう、農林水産大臣から漁業に係る許可を受けていることを英文又は露文（以下「英文等」という。）により証明する文書（以下「英文等許可証明書」という。）を発給するために必要な手続を定めるものである。

### (発給対象)

第2 英文等許可証明書は、公海又は外国EEZにおいて操業する遠洋底びき網漁業者、大中型まき網漁業者、かつお・まぐろ漁業者、北太平洋さんま漁業者、いか釣り漁業者、大西洋等はえ縄等漁業者及び太平洋底刺し網等漁業者（以下「漁業者」という。）が農林水産大臣から現に受けている漁業に係る許可（以下「漁業許可」という。）について発給するものとする。

### (発給手続等)

第3 英文等許可証明書の発給を受けようとする漁業者は、英文等許可証明書の発給を

受けようとする日の1か月前までに、別記様式第1号により大中型まき網漁業者のうち海外まき網漁業者（以下「海外まき網漁業者」という。）、かつお・まぐろ漁業者にあつては水産庁資源管理部国際課長宛て、それ以外の漁業者にあつては水産庁資源管理部管理調整課長宛てに申請するものとする。

2 前項の申請を受けた課長は、申請者が前項の申請に係る漁業許可を受けていることを確認したときは、別記様式第2号による英文等許可証明書を申請者に発給するものとする。

3 英文等許可証明書の発給を受けた漁業者は、当該英文等許可証明書の記載事項に変更が生じたとき、又は当該英文等許可証明書を亡失し若しくは毀損したときは、速やかに、発給した課長（以下「発給者」という。）に当該英文等許可証明書の書換え又は再発給を申請し、発給者は、遅滞なく、当該英文等許可証明書の書換え又は再発給を行うものとする。

（許可の有効期間）

第4 英文等許可証明書は、漁業許可の有効期間中は効力を有する。

（船長の変更の報告）

第5 英文等許可証明書の発給を受けた海外まき網漁業者、かつお・まぐろ漁業者であつて、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類の保存及び管理に関する条約（平成17年条約第9号）第3条1に規定する水域において操業するものは、当該漁業許可に係る漁船の船長を変更する場合には、速やかに新たに船長となる者の氏名を発給者に報告するものとする。

（返納手続）

第6 英文等許可証明書の発給を受けた漁業者は、漁業許可が失効した場合には、当該英文等許可証明書を発給者に返納するものとする。

附則

この通知は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）の施行の日  
（令和 2 年 12 月 1 日）から施行する。